

京都市新道児童館の指定管理者である新道児童館運営委員会から、京都市児童館及び学童保育所条例第4条第3項の規定に基づき、臨時に休館することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成25年3月22日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する施設
京都市新道児童館

2 臨時に休館する日
平成25年3月30日(土)

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)